広島県産業廃棄物埋立税条例新旧対照表

改正後	改正前
（賦課徴収） 第二十二条　産業廃棄物埋立税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）」と、同条例第四条第二号中「狩猟税」とあるのは「産業廃棄物埋立税」と、同条例第六条第一項中「十七　前各号に規定するもののほか、規則で定める事項」とあるのは「十七　産業廃棄物埋立税の賦課徴収に関すること。　十八　前各号に規定するもののほか、規則で定める事項」と、同条例第十条中「及び自動車取得税」とあるのは「、自動車取得税及び産業廃棄物埋立税」と、同条例第二十三条第一項及び第二項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県産業廃棄物埋立税条例」とする。 2　略 附　則 1～6　略 （この条例の失効） 7　この条例は、施行日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。 8～10　略	（賦課徴収） 第二十二条　産業廃棄物埋立税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）」と、同条例第四条第二号中「入猟税」とあるのは「産業廃棄物埋立税」と、同条例第六条第一項中「十七　前各号に規定するもののほか、規則で定める事項」とあるのは「十七　産業廃棄物埋立税の賦課徴収に関すること。　十八　前各号に規定するもののほか、規則で定める事項」と、同条例第十条中「及び自動車取得税」とあるのは「、自動車取得税及び産業廃棄物埋立税」と、同条例第二十三条第一項及び第二項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県産業廃棄物埋立税条例」とする。 2　略 附　則 1～6　略 （この条例の失効） 7　この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。 8～10　略